

大分県耐震改修促進計画（第2期中間見直し）概要版

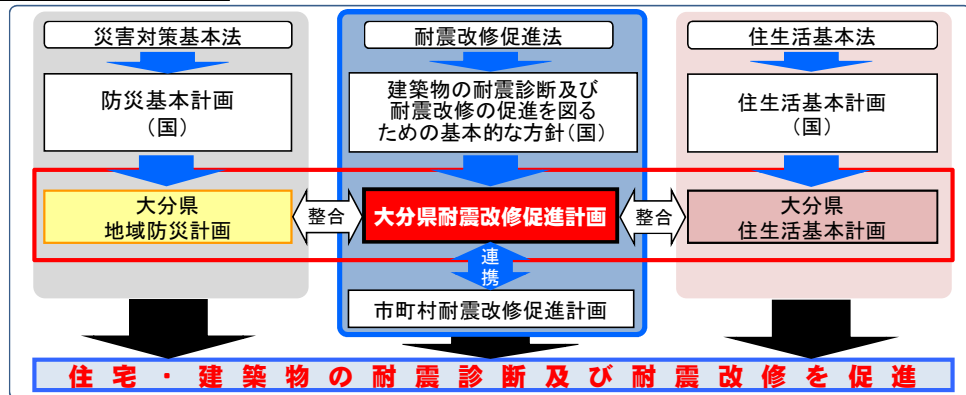
【第1章】総則

1 計画の目的と見直しの趣旨

【目的】地震による倒壊等の被害から県民の生命等を保護するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を県、市町村及び建築関係団体等が連携して、総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定める。

【趣旨】令和2年度の目標に対する実績を検証することで、耐震化の促進に係る課題を整理し、令和7年度に向けて、施策及び取組内容等の強化を図る。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間（計画期間変更無）

■平成29年（2017年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 計画の検証

■計画の最終年度に検証を行い、法改正等により必要となる場合に計画の見直しを行う。

【第2章】耐震化の目標（※計画終了時の目標値は現計画どおりとする（継続））

■計画の中間目標に対する実績を検証し、取組内容等の見直しを行う。

■計画の見直しにより耐震化の促進を図るため、計画終了時点の目標の見直しは行わない。

《大分県の現状及び耐震化の目標》

建築物	計画策定当初	中間検証 令和2年度		計画終了時点 令和7年度
		現状	目標	実績
住宅	75% (平成25年度実績)	82%	84%	92%
特定建築物	88% (平成27年度実績)	94%	90% (令和2年度実績)	97%
公共建築物	94% (平成27年度実績)	98%	98% (令和2年度実績)	100%
県所有建築物	100% (平成27年度実績)			
県以外公共	91% (平成27年度実績)	97%	97% (令和2年度実績)	100%
民間建築物	85% (平成27年度実績)	92%	87% (令和2年度実績)	96%

【第3章】耐震診断及び耐震改修を促進するための施策

1 基本方針と役割

(1) 住宅・建築物の耐震化に係る基本方針

所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題の解決に努める。

(2) 県、市町村、所有者等の役割

県、市町村、所有者等、建築関係団体及び建築関係技術者並びに大分県建築物総合防災推進協議会の役割を明示

2 住宅・建築物の耐震化の促進に係る施策

- 住宅及び特定建築物の耐震化の促進（相談窓口の設置、法令に基づく指導等）
- 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある建築物の耐震化
 - ・緊急輸送道路の中から優先度の高い道路の一定区間を「建築物の耐震化の促進を図るべき路線」として位置づけ、旧耐震基準の建築物の耐震化を誘導。【一部変更】
- 建築物の仕上げ材等や付属する工作物、建築設備等の安全確保（啓発及び改善指導）
- 相談体制の整備（県及び市町村の相談窓口による情報提供等）、情報提供の充実
 - ・住宅リフォーム支援事業の活用者への耐震アドバイザー派遣制度による積極的な情報提供【一部変更】

3 重点的に取組む施策と具体的内容

3-1 木造住宅の耐震化の促進強化

- 専門技術者の育成及び所有者等への情報提供体制の整備
- 木造住宅の（耐震に係る相談から耐震改修まで）一体的支援体制の整備
 - ・65歳以上の高齢者世帯等を対象とした支援の充実【補助制度の見直しによる強化】
- 大分県住宅供給公社が建設した住宅の耐震化の促進
- 平成12年5月以前に着工した住宅の耐震化の促進【相談体制の強化】
 - ・「耐震アドバイザー派遣」の対象建築物を平成12年5月以前の着工分まで拡充

3-2 特定建築物の耐震化の促進強化

- 耐震診断義務付け対象建築物に対する積極的な情報提供の実施
 - ・耐震診断義務付け対象建築物以外：所有者に対する意向調査、耐震化に係る情報台帳の整備、積極的な情報発信の実施

3-3 建築物に付属するブロック塀の安全性確保

- 啓発活動、危険なブロック塀の除却費用に対する補助、改善指導、施工業者への周知

【第4章】建築物に係る被害等の減災対策

- 家具等の転倒防止及び生存空間の確保に係る啓発、非構造部材の安全対策の推進
- エレベーターの防災対策の推進、宅地の安全性を確保するための支援
- 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備、住宅屋根の強風対策の普及・啓発など

【第5章】特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等

- 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表及び報告・検査等の方法の明示
- 建築基準法に基づく勧告又は命令の方法の明示